

甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

市立中学校体育館のアリーナ及び格技場等に空調設備を整備したことに伴い、空調設備の利用にかかる使用料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 体育館の空調設備使用料を 1 時間当たりアリーナは 1, 0 0 0 円、格技場等は 4 0 0 円とします。

【別表関係】

- (2) この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

令和 6 年度に市立中学校体育館のアリーナ及び格技場等を利用登録している団体は 28 団体であり、利用団体には、説明会や通知により、利用方法や使用料について説明を行います。